

# おおとよヒルクライム2017

## 特別規則書（草案）

（ヒルクライム部門用）



ラリークラブ つるぎ  
モータースポーツアウル

平成29年12月10日

## 公 示

本競技会は、国際自動車連盟(FIA)の国際モータースポーツ競技規則、およびその付則に準拠したJAFの国内競技規則およびその付則、2017年日本ラリー選手権規定、ラリー競技開催規定、に準拠した本競技会特別規則書に従って開催される。

本競技会は、交通法規の遵守と安全運転を基本理念として、スポーツマンシップに基づく交通道德の涵養及び運転技術の習得を目的とし、初級者を対象として企画されたものである。

## 第1条 プログラム

		日時	場所
参加申し込みの開始	11月10日(金)	10:00 ~	ヒルクライム部門事務局
参加申し込みの締切	12月5日(火)	~17:00	ヒルクライム部門事務局
参加確認受付	12月10日(日)	9:00 ~ 9:10	ゆとりすとパークおおとよ
試走ブリーフィング	12月10日(日)	9:10 ~ 9:20	ゆとりすとパークおおとよ
コース試走	12月10日(日)	9:30 ~ 10:00	ゆとりすとパークおおとよ
公式車両検査	12月10日(日)	9:30 ~ 10:30	ゆとりすとパークおおとよ
第1回審査委員会	12月10日(日)	10:30 ~ 10:45	ゆとりすとパークおおとよ
スタートリスト公示	12月10日(日)	10:45	公式掲示板
ドライバーズブリーフィング	12月10日(日)	10:45 ~ 11:00	ゆとりすとパークおおとよ
競技開始	12月10日(日)	11:15(予定)	ゆとりすとパークおおとよ
フィニッシュ	12月10日(日)	14:00(予定)	ゆとりすとパークおおとよ
暫定結果発表	12月10日(日)	14:30(予定)	公式掲示板
表彰式	12月10日(日)	15:00(予定)	ゆとりすとパークおおとよ

## 第2条 競技会の名称

「おおとよヒルクライム2017」

## 第3条 競技の格式

JAF公認：クローズド競技、JAF公認番号：2017- に併催して行う

## 第4条 競技種目

ラリー競技開催規定の付則（スペシャルステージラリー開催規定）に準拠したヒルクライム

## 第5条 開催日程及び開催場所

日 程：2017年12月10日(日)

場 所：高知県 大豊町 周辺

競技スタート：大豊町 ゆとりすとパークおおとよ

競技フィニッシュ：大豊町 ゆとりすとパークおおとよ

## 第6条 競技会本部(HQ)

所在地：大豊町中村大王

名 称：ゆとりすとパークおおとよ ゆとりすとハウス

電 話：090-3988-5116

開設日時：2017年12月 9日15:00~12月10日17:00

## 第7条 コース概要

競技コースの路面：舗装路面（全線片側1車線の2車線道路）

コースの総距離：約15km

競技区間の距離：約4.0km

走行回数 : 3回(試験走行1回を含む) (

## 第8条 オーガナイザー

ラリークラブつるぎ(TSURUGI)(JAF加盟クラブNo. 36022)

所在地: 徳島県 三好市 三野町 太刀野 5-22

会長 西村 清

代表 原 信義

モータースポーツアウル(OWL)(JAF加盟クラブNo. 37005)

所在地: 香川県 高松市 屋島西町 2107-13

会長 藤澤 繁美

## 第9条組織

### 9-1 大会役員

大会会長 西村 清(ラリークラブつるぎ会長)

### 9-2 組織委員会

組織委員長 原 信義(TSURUGI)

組織委員 中岡 和好(TSURUGI)

組織委員 松原 久(TSURUGI)

### 9-3 審査委員会

審査委員長 和田 善明

審査委員 香川 俊哉(TSURUGI)

### 9-4 競技主要役員

競技長 原 信義 (TSURUGI)

コース委員長 松原 久 (TSURUGI)

計時委員長 山田 英明 (TSURUGI)

技術委員長 金井 宣夫 (TSURUGI)

救急委員長 三宅 律子 (TSURUGI)

事務局長 中岡 和好 (TSURUGI)

## 第10条 参加申込受付期間

受付の開始 : 2017年 11月 10日(金) 10:00

受付の締切 : 2017年 12月 5日(火) 17:00

## 第11条 参加車両・クラス・参加台数

### 11-1 参加車両

四輪乗用車であること(国産、外車を問わない)、登録ナンバーの有無は問わない。

### 11-2 クラス設定・対象車両・車両規定

Kクラス 新規規格の軽四乗用車(NAに限る)

Aクラス 1500cc以下の車両(旧規格の軽四乗用車を含む)

Bクラス 1500ccを超え3000cc以下の車両

Cクラス 3000ccを超える車両

Dクラス 登録番号を有しない車両

※排気量:ターボ、スーパーチャージについては1.7倍、ロータリーエンジン車は1.5倍とする。

スーパーカークラス 排気量による区分なし

### 11-3 参加台数

全クラス合計で80台以内とする

## 第12条 参加資格・車両・装備品当

- 12-1 参加車両を運転するのに有効な運転免許証を取得後、参加申し込み締切日において1年以上を経過していること。
- 12-2 参加車両については以下の条件を満足すること。
- ・タイヤ：一般量販タイヤであって、スリップサインの出でないもの。
  - ・ロールバー：4点式以上の装着が望ましい。（オープンボディーは必須）
  - ・シートベルト：乗車する人員分の4点式以上の安全ベルトを装着のこと。
- 12-3 参加者（同乗者を含む）の装備品（必須）
- ・服装：レーシングスーツが望ましいが、長袖、長ズボンも可とする。  
サンダル、長靴、下駄など運転に適さない履物は不可
  - ・ヘルメット：四輪用ヘルメットの装着を推奨する。2輪用ジェットタイプ、フルフェイスタイプも認める。
  - ・グローブ：指先まで覆うタイプのもの

## 第13条 参加申し込みおよび問い合わせ先

### 13-1 参加申し込み先

〒761-8058 香川県 高松市 勅使町150-3  
くるま相談室 宛てFAX 087-816-4118

Mail:kuruma@forest.ocn.ne.jp

### 13-2 問い合わせ先

- ・モータースポーツアウル事務局 藤沢繁美（090-9559-5202）
- ・ラリークラブつるぎ事務局 中岡 和好（090-3988-5116）

Mail :nakaoka@ymw.co.jp

- ・大会の通知事項は下記ホームページに掲載される

<http://www.nishinohon-rally.com/tsurugi/index.html>

## 第14条 参加手続き

- 14-1 参加料（除くスーパーカークラス） 1台1名につき15,000円（消費税等を含む）、同乗者1名追加5000円  
参加料にはサービスパークのサービススペースおよび試走参加費、表彰パーティー代を含む。
- 14-2参加料スーパーカークラス 1台1名につき20,000円（消費税等を含む）、同乗者1名追加5000円  
参加料には試走参加費、表彰式パーティー代のほか、サービスパークにおける専用の展示スペースと、競技の前後におけるデモ走行費を含む。
- 14-3 申込方法  
第13条に記載する参加申し込み先に、FAX、Mailまたは郵送にて送付のこと。
- 14-4 参加料の支払方法  
下記口座への振り込みとする。振り込み料は参加者の負担とする。  
香川銀行 西宝町支店 普通 3532926  
口座名義 モータースポーツアウル 代表 藤沢 繁美（フジサワ シゲミ）

## 第15条 乗員および車両の変更

正式参加受理後の乗員の変更は認められない。ただし、参加者から理由を付した文書が受付終了時刻までに提出され、競技会審査委員会が認めた場合はこの限りではない。  
参加部門または参加クラスの変更を伴う車両変更は認められない。

## 第16条 公式車両検査

- 16-1 全ての車両は、本規定に基づき公式車両検査を行う。
- 16-2 車検時には、乗員の服装、ヘルメット、スーツ他の義務携行品も合わせて検査される。  
規定の時間内に車検に合格しない車両は、例外なくスタートできない。（但し、技術委員長が特に認めたときに限り5,000円の再車検料を支払い、再車検を受けることができる。）
- 16-3 ゴール後暫定結果に従い、各クラス上位入賞車の再車検を行う。
- 16-4 競技中であっても、技術委員が必要と認めたときは、再車検を行う場合がある。
- 16-5 オーガナイザーは、必要に応じて車両保管を命ずる権限を有する。その場合、車両保管場所への参加者およびドライバーの立入はできない。

## 第18条 計測

- 18-1 計測は1／10秒単位まで計測する
- 18-2 スタートはスタートリスト順又は、直前のタイムコントロール通過順に1分間隔とする。  
ただし、競技者の安全確保のため、競技委員の判断により1分以上の間隔にすることができる。
- 18-3 スタート合図は、カウントダウンシステムを使用するとともに、このシステムに同期したフライングチェックシステムを使用する。  
カウントダウンシステムが使用できない場合はスタートオフィシャルの合図による。
- 18-4 スタート後、3分以内にゴールラインを通過できなかったものは、そのクラス最速タイムに1分を加えたタイムを与える。

## 第19条 整備作業

- 19-1 整備作業の監督は技術委員長が担当する。
- 19-2 整備作業を行うことができる場所はサービスパークとする。
- 19-3 技術委員長の許可を必要としない整備作業については、作業前に申告の必要はないが、作業後に車両整備申告書を車両整備報告書に変えて、技術委員長に提出のこと。
- 19-4 参加車両に対して適用される整備作業の範囲は、以下の通りである。  
車両用部品を下記の物に限り交換すること、各部点検増締めを行うことが許される。
  - ① タイヤ
  - ② ランプ類のバルブ
  - ③ 点火プラグ
  - ④ Vベルト
  - ⑤ 上記以外の整備は、競技会技術委員長の許可を得て行うことができる。

## 第20条 ブリーフィング

ブリーフィングを実施する場合、すべての参加者は、ドライバーズブリーフィングに出席し、出席簿に署名しなければならない。

## 第21条 給油

競技時間内での給油指定箇所は、これを設けない。

## 第22条 リタイヤ

競技会の途中で競技を棄権する場合、または以降の競技に出場しない場合は、その旨を、競技役員に申し出なければならない。

## 第23条 順位

順位の決定は、2本走行し、その合計タイムの早い順とする

同タイムの場合は以下の順で決定する。

- (1) 排気量の少ないものを上位とする
- (2) 1本目の走行タイムの早いものを上位とする。
- (3) 運転者の年齢の高い方を上位とする
- (4) 上記(1)～(3)によっても差が付かない場合は同じ順位とする。

## 第24条 賞典

全クラス 1位～3位 JAFメダル 副賞 4位～6位 副賞  
但し各クラス参加台数の30%を下回らない範囲で制限する。

## 第25条 抗議

- 25-1 参加者は自己チームが不当に処遇されていると判断したときはこれに対して抗議する権利を有する。
- 25-2 抗議は抗議対象となる理由を具体的に記述した文書および「自動車競技に関する申請・登録手数料」規定に規定された抗議料20,900円を添えて競技長に提出しなければならない。抗議料はその抗議が認められた場合にのみ返還される。

- 25-3 計測カードの記載に関する抗議はその記載されたコントロールで直ちに行い、その責任者の判定を最終的なものとし、これに対する抗議は受け付けない。また道路状況による交通障害に起因する抗議は受け付けない。
- 25-4 競技に対する抗議はその参加者の競技終了後30分以内に提出しなければならない。  
競技成績に関する抗議は暫定成績発表後30分以内または競技会審査委員会が特に指定する時間に提出しなければならない。
- 25-5 技術委員または車両検査委員の決定に対する抗議は、決定直後に抗議提出の意志表示を行い30分以内に正式書面を提出しなければならない。
- 25-6 審査委員会の裁定結果は審査委員長より口頭で当事者に通告される。

## 第26条 参加者に対する指示及び公示

- 26-1 競技会審査委員会は国内競技規則に従って、公式通知を以って参加者に指示を与えることができる。
- 26-2 当該競技会に関する公示、JAFが行う指示事項及び暫定結果を含む競技結果・成績は公式通知掲示板に公示される。
- 26-3 競技会審査委員会及び、組織委員会の決定事項又は公示、あるいは参加者に関する特別事項も書面をもって参加者に伝達される。

## 第27条 競技会の成立、延期、中止、または短縮

- 27-1 保安上または不可抗力による事情が生じた場合は、競技会審査委員会の決定により競技会を延期、または中止短縮とすることができる。
- 27-2 競技会の成立  
本競技会は、オーガナイザー並びに大会役員の手違いであるなしに関わらず、競技としての成績判定が可能な限りにおいて、打ち切りの場合でも成立する。
- 27-3 競技会の延期により参加者が出場できない場合、または中止となった場合は参加料を返還する。ただし、中止延期の原因が警報発令以上の気象条件、官公署からの指示による場合はこの限りでない。

## 第28条 本規則の解釈

本規則及び競技に関する諸規則、公式通知の解釈について疑義が生じた場合は、審査委員会の決定を最終とする。  
本規則に明示されていない場合は、全て国内競技規則が優先する。

## 第29条 罰則

- 29-1 ラリー競技会付則：スペシャルステージラリー開催規定に従う。
- 29-2 規則違反、又は競技役員への指示に対する不遵守は、国内競技規則に記載されている条項に従って罰則が適用される。
- 29-3 本規則に関する罰則及び本規則に定められていない罰則の選択については、競技会審査委員会が決定する。

## 第30条 練習走行の禁止

- 30-1 本規則公布の日以降大豊町内での練習走行を禁止する。
- 30-2 練習走行が発覚した場合、大会への参加を拒否する。現地関係者より、事務局に連絡が入ることとなっている。  
エントリー後の発覚の場合参加料を没収する。

## 第31条 本規則の施行ならびに記載されていない事項

- 30-1 本規則は、本競技会に適用されるもので参加受付と同時に有効となる。
- 30-2 本規則に記載されていない事項については、JAF国内競技規則とその付則、およびFIA国際モータースポーツ競技規則とその付則に準拠する。
- 30-3 本規則発効後、JAFにおいて決定され公示された事項は、すべての規則に優先する。